

使用前検査申請書

(玄海原子力発電所第3号機の改造の工事)

原発本第95号

令和5年8月28日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。


検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 玄海原子力発電所 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村
原子力発電工作物の概要	玄海原子力発電所第3号機 原子力設備 放射線管理設備 生体遮へい装置 廃棄設備 固体廃棄物貯蔵設備 廃棄物貯蔵庫 工事計画の届出年月日及び届出番号 令和2年6月26日 原発本第90号

検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが できる状態になった時（一号）
	工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	（一号） 自 令和5年 10月 4日 至 令和5年 10月
	（五号） 自 令和5年 10月 12日 至 令和5年 10月
使用開始予定年月日	令和5年 11月
原子炉等規制法第43条の3の11 第1項の検査のための申請をした場 合は、その年月日	令和5年 8月 28日

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年 月 項 目	令和 5 年		
	9 月	10 月	11 月
原子力設備 放射線管理設備 生体遮へい装置 廃棄設備 固体廃棄物貯蔵設備 廃棄物貯蔵庫	工事期間		
			
		<input type="checkbox"/> 使用前検査（一号） <input type="checkbox"/> 使用前検査（五号）	

- 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査
- 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書 (玄海原子力発電所第3号機の改造の工事)

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分

蒸気発生器保管庫

a. 汚染区分

A 区域^(注1)

(注1) 汚染のおそれのない区域

b. 線量当量率区分

1 区域^(注2)

2 区域^(注3)

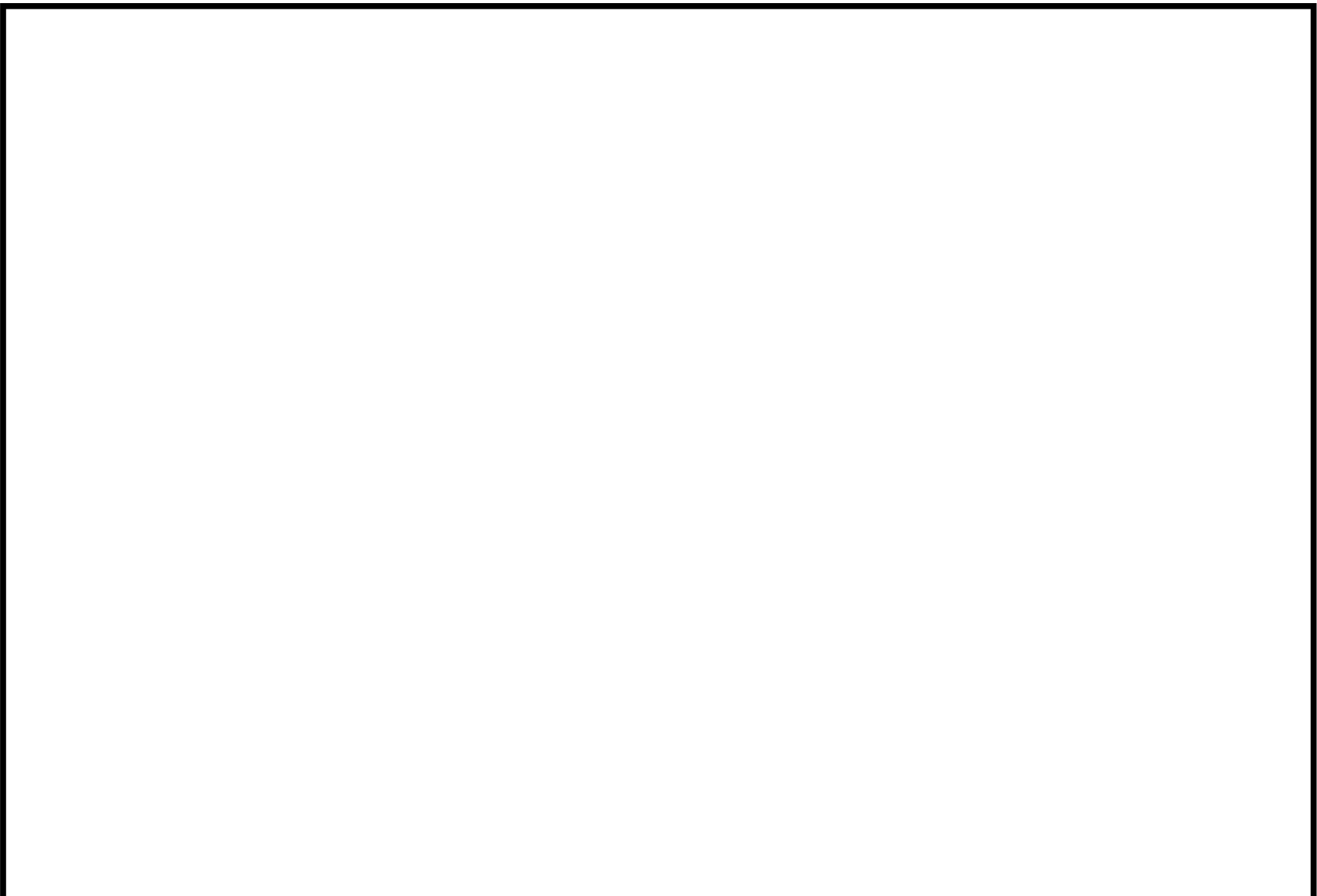
(注2) $2.6 \mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれがあり、 $100 \mu\text{Sv/h}$ を超えるおそれのない区域

(注3) 1mSv/h を超えるおそれのない区域

(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



参考

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。